

静 情 審 第 3 9 号

平成27年11月30日

静岡県公安委員会 様

静岡県情報公開審査会

会長 興津哲雄

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

平成26年10月24日付け静公委相第5323号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

特定日に発表された特定の職員の懲戒処分等に関する文書の非開示決定に対する審査請求（諮問第199号）

別紙

1 審査会の結論

静岡県警察本部長の決定は、妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 平成26年8月12日、審査請求人は、静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号。以下「条例」という。）第6条の規定により、静岡県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、以下の内容に係る公文書（以下「本件対象公文書」という。）の開示を請求し、同月14日、実施機関は、当該開示請求を受け付けた。

2010年12月17日に、静岡県立病院機構が、静岡県立こころの医療センターで2010年3月頃からある職員に対してパワーハラスメントが行われたとして、当該加害職員らを懲戒処分にした、と発表した。その事件に関する文書全て

- (2) 平成26年8月28日、実施機関は、本件対象公文書の存否を明らかにすると、条例第7条第2号に規定する非開示情報を開示することになるとの理由で、条例第10条に該当するとして、条例第11条第2項に基づき非開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 平成26年9月24日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により静岡県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し審査請求を行い、同月26日、諮問庁は、これを受け付けた。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求の趣旨は、本件決定を取り消し、本件対象公文書の全部の開示を求めるというものであり、審査請求人が審査請求書及び意見書で主張している審査請求の理由等は、おおむね次のとおりである。

- (1) 情報公開における原則公開の規定からも、対象公文書を全部開示すべきである。
- (2) 本件同様に条例の規定に依拠して開示請求をした結果、開示を受けた文書によって静岡県警察が本件開示請求の対象となる情報を取得又は作成したと判明している。
- (3) 懲戒処分等の公表に係る基準によって報道機関に提供された情報であることから、誤って偶発的に情報が公開されたわけでもなければ、報道機関の記者やジャーナリストが独自に取材した結果得られた情報を記事にしたことで公開されたわけでもない。

- (4) 開示請求書に記載したパワーハラスメント（以下「本件パワーハラスメント事案」という。）に関しては、遺族が実名も顔も公表した上で静岡県庁において記者会見して積極的に情報を公開している。
- (5) 本件パワーハラスメント事案がいわゆる精神障害者の生存権、勤労権、幸福追求権に関するものであることに鑑みて、本件開示請求の情報は全て開示すべきである。
- (6) 本件パワーハラスメント事案の重大性からしても、静岡県立こころの医療センター（以下「センター」という。）に限らず、精神医療施設、さらには広く医療施設・福祉施設等に就職・転職を希望する人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報に該当する。
- (7) 向精神薬等を多剤大量に処方しているセンターにおける本件開示請求の対象となる情報は、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報に該当する。
- (8) たとえ、懲戒処分を受けたことは職務の遂行に係る情報でないとしても、警察から事実確認調査や事情聴取を受けたことは、職務の遂行に係る情報に当たる。
- (9) 対象とすべき文書は「刑事訴訟に関する書類」には該当しないため、条例の適用除外とすることは違法である。
- (10) 本件パワーハラスメント事案における加害者からの文書等も特定すべきである。

4 諮問庁の主張要旨

諮問庁が意見書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 平成26年8月14日、対象文書を特定する目的で審査請求人に対し請求文書について電話で照会を行ったところ、「パワーハラスメントの被害者が警察に相談していることも考えられる。」という発言があったことから、「2010年12月17日に静岡県立病院機構が、静岡県立こころの医療センターで2010年3月頃からある職員に対してパワーハラスメントが行われたとして当該加害職員らを懲戒処分にした、と発表した。この被害者の相談に係る文書」を本件対象公文書として特定した。
- (2) 警察における相談業務は、警察法（昭和29年法律第162号）第2条に規定される警察の責務の一つとして取り組む業務であり、実施機関では相談業務に関する訓令（平成14年静岡県警察本部訓令第7号）を定め、県民等の立場に立った適切な相談業務の推進に努めており、県民等から相談等の申出があった場合には、職員はこれを受理するとともに、相談等受理票（以下「受理票」という。）及び相談等処理票（以下「処理票」という。）を作成し、速やかに所属長に報告するものとしている。

実施機関が取り扱う「相談等」として、犯罪等による被害の未然防止、その他県民等の安全と平穏に関する相談、要望、意見等を取り扱う「警察安全相談」と

警察以外の関係機関・団体において処理することが適当な申出を取り扱う「その他の申出」を規定しており、こうした相談等は安全で平穏な生活を営む上での障害に関し、切実な気持ちで警察に解決を求める県民等の声であり、その内容は極めてセンシティブな個人情報であるといえる。

実施機関は、相談業務を行うに当たり、職員の基本的な心構えとして、「相談業務に関して知りえた内容について保秘を徹底するとともに、相談等の申出者及び関係者の名誉や信用を損なうことがないようにすること。」と規定し、相談者からの相談自体の有無も含め、相談に係る情報に関しては極めて慎重な取扱いを期しているものである。

- (3) 本件対象公文書は、特定時期に特定の医療機関で発生したパワーハラスメントの被害職員の相談に係る文書であるため、仮にこれが存在するとすれば、当該被害職員が自己に対するパワーハラスメントについて警察に相談した際に作成された受理票及び処理票がこれに当たる。受理票及び処理票には、相談等の申出者の住所、氏名、性別、年齢、関係者氏名等のほか、相談等の申出者の具体的言動、その言動に対する処分庁の助言内容、調査結果等が記載され、これらは、相談等の申出者及び関係者のプライバシー情報であり、個人の内心、心情等に関する情報であると認められる。
- (4) 仮に本件対象公文書が存在する場合に、本件対象公文書を開示することとすると、その記載内容から、相談者の相談内容等が明らかになるのみならず、本件対象公文書の存否を明らかにすること自体で、「特定時期に特定機関でパワーハラスメントが行われ、当該加害職員が懲戒処分の対象となった事案の被害職員」という極めて限られた範囲内における特定の個人が、自己が被害者となるパワーハラスメントに関して警察に相談したということを明らかにすることとなる。特定の個人が警察に相談したという情報は、条例第7条第2号に定める個人情報であって、ただし書のいずれにも該当しないため、非開示と判断する。
- (5) 本件対象公文書は、公文書開示請求書の記載内容及び審査請求人の発言から、特定時期に特定の機関で発生したパワーハラスメントの被害職員の相談に係る文書であり、その存否を答えたとしても、当該被害職員が誰であるかを直ちに特定することはできない。

しかしながら、本件開示請求のように、当該被害職員を相当程度まで限定した探索的な請求である場合において、本件対象公文書の存否を明らかにすることは、当該被害職員が、パワーハラスメントの被害について警察に相談したか否かという個人に関する情報を公にすることになり、当該被害職員の権利利益が害されることとなることは明らかである。

したがって、本件請求については、開示請求の対象文書の存否を答えるだけで、当該個人が処分庁に対して相談をしていた事実の有無を答えることとなり、条例

第7条第2号の非開示情報を開示することとなるため、条例第10条の規定により本件請求を拒否したことは妥当であると認められる。

- (6) 審査請求人は、既に公表されている情報によって、実施機関が本件対象公文書に係る情報を取得又は作成したことが判明していると主張されるが、特定の個人がパワーハラスメントを受けたこと及び当該加害職員が懲戒処分を受けたこと等の情報について、当該医療機関等から公表されていたとしても、それに係る相談の有無を公表しているわけではなく、また、実施機関が法令又は慣行として公にする情報にも当たらない。
- (7) 審査請求人は、事態の重大性からも公益のために公開すべきである旨を主張しているが、秘密厳守の下に行われる相談業務において、特定のパワーハラスメントを受けた被害者であることを前提とした「特定パワーハラスメントの被害者の相談に係る文書が実施機関において存在するか否か」は、条例に規定する個人情報であり、これを公にすることにより、個人情報として保護されるべき権利利益が侵害されてまで優越すべき公益上の理由があるとは認められない。

5 審査会の判断

当審査会は、本件決定について審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件対象公文書について

諮問庁の説明によれば、「2010年12月17日に静岡県立病院機構が静岡県立こころの医療センターで2010年3月頃からある職員に対してパワーハラスメントが行われたとして、当該加害職員らを懲戒処分にした、と発表した。その事件に関する文書全て」という開示請求を受け、実施機関の職員が、対象となる文書を特定する目的で請求者に対し電話で照会を行ったところ、「パワーハラスメントの被害者が警察に相談していることも考えられる。」という発言があったことから、「2010年12月17日に静岡県立病院機構が、静岡県立こころの医療センターで2010年3月頃からある職員に対してパワーハラスメントが行われたとして当該加害職員らを懲戒処分にした、と発表した。この被害者の相談に係る文書」と特定したとのことから、本件対象公文書の特定は妥当なものと認められる。

(2) 本件対象公文書の存否応答拒否について

諮問庁の説明によれば、本件対象公文書の開示請求に対し、その存否を答えると、特定のパワーハラスメント行為の被害者が警察に相談したかどうかという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにする結果を生じさせるものであり、本件存否情報は、条例第7条第2号に該当するとした上で、条例第10条に基づき、本件対象公文書の存否を明らかにしないで非開示決定を行ったものである。

ア 条例第7条第2号本文該当性

そこで、まず、本件存否情報を明らかにすることにより、特定のパワーハラス

メント行為の被害職員に関する条例第7条第2号の非開示情報が開示されることになるか否かを検討する。

この点、開示請求書では、「ある職員」と記載されているのみで、特定のパワーハラスメント行為の被害職員が特定されているわけではないが、当審査会事務局職員をして、センター、静岡県立総合病院及び静岡県立こども病院を設置・管理する静岡県立病院機構に確認したところによれば、そもそも同機構における年間の懲戒処分の事案件数は、全くないか、あったとしても1、2件程度と極めて少ないとのことである。

そうすると、本件対象公文書の存否を明らかにした場合、当時、機構に勤務していた同僚等の一定範囲の者には被害者である職員を特定することが可能となり、本件存否情報が明らかとなって、当該職員の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、本件存否情報は、特定の職員の個人に関する情報であって、条例第7条第2号本文後段の情報に該当すると認められる。

イ 条例第7条第2号ただし書該当性

本件存否情報は、①これを公表する法令の規定も慣行もなく、②生命、健康、生活又は財産を保護するため、何人にも開示することが必要な情報であると認めるに足りる特段の事情もなく、③公務員の職務の遂行に係るものであるとも認められないことから、条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しない。

したがって、本件存否情報は、条例第7条第2号の非開示情報に該当し、本件対象公文書の存否を答えるだけで、同号の非開示情報を開示することになるため、条例第10条の規定により開示請求を拒否し、非開示とした決定は妥当であると認められる。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求後に当審査会に提出した意見書で、加害者からの相談に関する文書等も特定すべきであるとする。

しかしながら、前述のとおり、実施機関は、本件の開示請求を受け、審査請求人に電話で照会した結果を踏まえて特定を行ったものであり、本件決定時点における文書の特定が不合理であったとは認められない。

なお、審査請求人の意見書の提出を受けて、当該文書を対象公文書としたとしても、その存否を答えることにより、特定のパワーハラスメント行為の加害者が警察に相談したかどうかという事実の有無を明らかにする結果を生じさせるものであり、本件存否情報と同様、条例第7条第2号に該当するとした上で、条例第10条に基づき、その存否を明らかにしないで非開示決定を行うべきものであると認められる。

審査請求人は、その他種々主張するが、本件における当審査会の判断を左右する

ものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別記 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容	審査会
平成 26 年 10 月 24 日	諮問庁から諮問書を受け付けた。	
平成 27 年 1 月 23 日	諮問庁の意見書を受け付けた。	
平成 27 年 2 月 20 日	審査請求人の意見書を受け付けた。	
平成 27 年 3 月 23 日	審議	第 282 回
平成 27 年 4 月 21 日	審議	第 283 回
平成 27 年 5 月 29 日	審議	第 284 回
平成 27 年 6 月 22 日	審議	第 285 回
平成 27 年 7 月 24 日	審議	第 286 回
平成 27 年 8 月 28 日	審議	第 287 回
平成 27 年 9 月 28 日	審議	第 288 回
平成 27 年 10 月 26 日	審議	第 289 回
平成 27 年 11 月 30 日	審議、答申	第 290 回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
興 津 哲 雄	弁護士	第 282 回～第 290 回
鈴 木 紀 子	弁護士	第 282 回～第 284 回 第 286 回、第 287 回
牧 田 晃 子	弁護士	第 290 回
高 橋 正 人	静岡大学 人文社会科学部 准教授	第 285 回～第 290 回
中野 美恵子	静岡大学 教育学部 教授	第 282 回～第 284 回 第 286 回、第 288 回 ～第 290 回
望 月 律 子	静岡県看護協会 会長	第 282 回～第 286 回 第 288 回～第 290 回
森 俊太	静岡文化芸術大学文化政策学部学科長	第 282 回～第 290 回
山 本 雅 昭	静岡大学 人文社会科学部 教授	第 282 回

